第四十七条第三項第六号中「仮想通貨」を「暗号資産」に改め、同項第十五号中「第六十七条（小規模事業者」を「第六十七条第一項（小規模事業者等」に改め、同項第十九号中「寡婦（寡夫）控除」を「寡婦控除、ひとり親控除」に改め、同項第二十一号中「第二百六十二条第三項」を「第二百六十二条第四項」に改め、「その旨」の下に「及び控除対象扶養親族に該当する事実」を加える。

第四十七条の二第三項第一号イを次のように改める。

イ　次に掲げるいずれかの書類

(i)　当該特定寄附金を受領した者の受領した旨（当該受領した者が令第二百十七条各号（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）に掲げる法人に該当する場合には、当該特定寄附金が当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨を含む。）、当該特定寄附金の額及びその受領した年月日を証する書類

(ii)　特定事業者（地方公共団体と特定寄附金の仲介に関する契約を締結している者であつて特定寄附金が支出された事実を適正かつ確実に管理することができると認められるものとして国税庁長官が指定したものをいう。）の地方公共団体が当該特定寄附金を受領した旨、当該地方公共団体の名称、当該特定寄附金の額及び当該特定寄附金を受領した年月日を証する書類

第四十七条の二第三項第三号中「第四十一条の十八第一項（政治活動）」を「（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八第一項（政治活動）」に改め、同条第五項中「同号イからハまで」を「同号イ又はロ」に改め、同項第一号中「いう」の下に「。第七項第一号において同じ」を加え、同項第二号中「第二百六十二条第三項第一号イからハまで」を「第二百六十二条第三項第一号イ又はロ」に改め、同条第六項中「、国外居住配偶者又は国外居住扶養親族」を「又は国外居住配偶者」に、「国外居住親族」を「国外居住障害者等」に改め、同項第一号中「国外居住親族」を「国外居住障害者等」に改め、同項第二号中「。以下この号」の下に「及び第八項第二号」を、「符号（以下この号」の下に「及び同項第二号」を、「行う者をいう」の下に「。同項第二号において同じ」を加え、「国外居住親族」を「国外居住障害者等」に改め、同条第十項を同条第十四項とし、同条第九項中「掲げる書類」の下に「又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等（令第二百六十二条第二項に規定する電子証明書等をいう。）に係る電磁的記録印刷書面（令第二百六十二条第一項に規定する電磁的記録印刷書面をいう。）」を加え、同項に次の一号を加える。

八　社会保険診療報酬支払基金又は法第百二十条第四項第二号に規定する国民健康保険団体連合会の前各号に掲げる書類に記載すべき事項が記載された書類

第四十七条の二第九項を同条第十三項とし、同条第八項を同条第十二項とし、同条第七項中「第二百六十二条第四項」を「第二百六十二条第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項の次に次の四項を加える。

7　令第二百六十二条第四項第一号イに規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する国外居住扶養親族（以下第十項までにおいて「国外居住扶養親族」という。）に係る次に掲げるいずれかの書類であつて、当該国外居住扶養親族が同条第四項の居住者の配偶者以外の親族に該当する旨を証するもの（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）とする。

一　戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び旅券の写し

二　外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（当該国外居住扶養親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限る。）

8　令第二百六十二条第四項第一号ロに規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類であつて、同項の居住者がその年において国外居住扶養親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行つたことを明らかにするもの（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）とする。

一　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第二条第三号に規定する金融機関の書類又はその写しで、当該金融機関が行う為替取引によつて当該居住者から当該国外居住扶養親族に支払をしたことを明らかにするもの

二　クレジットカード等購入あつせん業者の書類又はその写しで、クレジットカード等を当該国外居住扶養親族が提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から有償で役務の提供を受けたことにより支払うこととなる当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の金銭を当該居住者から受領し、又は受領することとなることを明らかにするもの

9　令第二百六十二条第四項第二号ハに規定する財務省令で定める書類は、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した国外居住扶養親族に係る次に掲げるいずれかの書類であつて、当該国外居住扶養親族が外国における出入国管理及び難民認定法別表第一の四の表（在留資格）の留学の在留資格に相当する資格をもつて当該外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなくなつた旨を証するもの（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）とする。

一　外国における査証に類する書類の写し

二　外国における出入国管理及び難民認定法第十九条の三（中長期在留者）に規定する在留カードに相当する書類の写し

10　令第二百六十二条第四項第三号ロに規定する財務省令で定める書類は、第八項に規定する書類であつて、同条第四項の居住者から国外居住扶養親族である各人へのその年における第八項に規定する支払の金額の合計額が三十八万円以上であることを明らかにする書類とする。

第四十七条の三第一項中「又は山林所得」を「若しくは山林所得又は雑所得を生ずべき業務に係る雑所得」に、「これらの所得」を「不動産所得、事業所得若しくは山林所得又は雑所得を生ずべき業務に係る雑所得」に改める。

第四十八条第一項第三号中「純損失」を「純損失若しくは」に改め、「場所」の下に「（各種所得（当該純損失の金額の計算の基礎となつた各種所得を含む。以下この号において同じ。）の生じた場所が当該各種所得に係る収入金額の支払者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所若しくは支店若しくは従たる事務所（以下この号において「本店等」という。）の所在地となる場合には、当該支払者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店等の所在地若しくは法人番号）」を加え、同条第二項中「（障害者控除）及び第八十一条」を削り、「（寡婦（寡夫）控除等）」を「（障害者控除等）」に改める。

第五十三条第一項第一号及び第二号中「所在地」の下に「若しくは法人番号」を加え、同項第三号中「所在地」の下に「又は法人番号」を加え、同項第四号から第六号までの規定中「所在地」の下に「若しくは法人番号」を加え、同項第七号から第九号までの規定中「所在地」の下に「又は法人番号」を加え、同項第十号中「所在地」の下に「若しくは法人番号」を加える。

第五十六条第二項中「第六十七条（小規模事業者」を「第六十七条第一項（小規模事業者等」に改める。

第六十条第二項及び第三項中「仮想通貨」を「暗号資産」に改める。

第六十九条第一項第二号中「役務提供報酬」を「役務提供報酬等」に改め、「所在地」の下に「若しくは法人番号」を加える。

第七十一条第一項中「所在地」の下に「若しくは法人番号」を加える。

第七十三条の二第一項中「第四十七条の二第七項各号」を「第四十七条の二第十一項各号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　令第三百十六条の二第二項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる国外居住親族（同項に規定する国外居住親族をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　令第三百十六条の二第二項第一号又は第二号に掲げる国外居住親族　当該国外居住親族に係る次に掲げるいずれかの書類であつて、同項第一号又は第二号に掲げる者の区分に応じ同項第一号又は第二号に定める旨を証するもの（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）

イ　戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び旅券（出入国管理及び難民認定法第二条第五号（定義）に規定する旅券をいう。次号イにおいて同じ。）の写し

ロ　外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（当該国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限る。）